

海岸漂着物対策推進会議の設置について（改正案）

平成 22 年 9 月 7 日
改正 平成 27 年 6 月 19 日
改正 平成 29 年 6 月 21 日
改正 平成 30 年 8 月 28 日
関係省庁申合せ

1. 目的

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第 30 条第 1 項の規定に基づき、関係行政機関が、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、海岸漂着物対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

（1）推進会議は次に掲げる者をもって構成する。

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

内閣府総合海洋政策推進事務局長

消費者庁政策立案総括審議官

総務省地域力創造審議官

外務省国際協力局地球規模課題審議官

文部科学省生涯学習政策局長

農林水産省農村振興局長

林野庁次長

水産庁次長

経済産業省産業技術環境局長

国土交通省水管理・国土保全局長

国土交通省港湾局長

気象庁地球環境・海洋部長

海上保安庁警備救難部長

環境省水・大気環境局長

環境省環境再生・資源循環局長環境省大臣官房廃棄物・リサイクル

対策部長

- (2) 推進会議に議長を置く。議長は環境省水・大気環境局長をもって充てる。
- (3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

推進会議の庶務は、環境省において処理する。

5. 雑則

- (1) 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。
- (2) 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議（平成18年4月設置）は、推進会議の設置をもって、廃止する。ただし、漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議において決定した事項については、推進会議に引き継がれたものとみなす。

(別紙)

海岸漂着物対策推進会議 幹事会

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）

内閣府総合海洋政策推進事務局参事官

消費者庁消費者政策課長

総務省地域力創造グループ地域政策課長

外務省国際協力局地球環境課長

文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

農林水産省農村振興局防災課長

林野庁森林整備部治山課長

水産庁増殖推進部漁場資源課長

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課長環境政策課環境指

導室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長

国土交通省港湾局海洋・環境課長

国土交通省港湾局海岸・防災課長

気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局水環境課長

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長